

答 申 第 1 号

平成17年3月29日

松阪市長 下 村 猛 様

松阪市個人情報保護審査会

会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成17年1月20日付松総第5018号で諮問のありましたこのことにつきまして、その理由や必要性等を審査した結果、当審査会の意見を下記のとおり答申します。

なお、包括的諮問事項につきましては、今後、類型に該当する新たな事務が生じた場合に当審査会への諮問は要しませんが、類型への該当性の判断は実施機関において厳格に行うこととし、該当性を判断しがたい事務や、該当するとしても特に慎重な取扱いを要すると考えられる事務につきましては、改めて当審査会の意見を聴いてください。

また、今回適当と認めた諮問事項につきましても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるよう要請します。

記

包 括 的 諮 問 事 項

1 本人以外から個人情報を例外的に収集することについて（条例第7条第2項第7号）

（1）本人以外から個人情報を例外的に収集することができる場合の類型

本事項を適当と認めます。ただし、個人情報の本人からの収集を原則とする条例の趣旨を踏まえ、本人以外から収集する個人情報の範囲やその必要性を十分に検討し、事務に必要な範囲で最小限の収集とすることが望まれます。

番号	類 型	理由又は必要性
1	<p>(相談、苦情、要望、陳情等) 各種相談、苦情、要望、陳情等に際して、提供者以外の個人情報を提供者から収集する場合</p>	<p>(1) 相談内容に相談者以外の個人情報が関係する場合、それらを含めて相談内容を把握しなければ、適切な助言等を行うという目的を達成することができない。</p> <p>(2) 相談内容は、相談者の自由な意思により、自発的又は一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。</p>
2	<p>(意見、主張等) 市民等が電話、手紙等により、又は会議等の場で口頭により意見、主張等を表明する際に、表明する者以外の個人情報を収集する場合</p>	<p>(1) 意見、主張等の内容に表明する者以外の個人情報が関係する場合、それらの個人情報を含む意見、主張等の内容を把握しなければ、意見、主張等に適切に対応し、当該意見、主張等に係る事務事業の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>(2) 意見、主張等の内容は、それを表明する者の自由な意思により、自発的又は一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。</p>
3	<p>(栄典、表彰等の選考) 栄典、表彰等の選考を行うため、選考に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合</p>	<p>(1) 事務事業の性質上、本人に知られることにより、事務事業の公正な執行や円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>(2) 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、栄典、表彰等の事務事業の目的達成に支障が生じる。</p>
4	<p>(診療、治療等) 診療、疾病予防行為等を行うために患者等本人の家族等から本人に関する個人情報を収集する場合</p>	<p>患者や受診者等に対し、的確な治療や予防等の行為を行うため、当該患者等の病歴その他治療等に必要個人情報を家族その他の関係者から収集することが必要な場合がある。</p>

番号	類 型	理由又は必要性
5	<p>(申請、届出等)</p> <p>規則、要綱等の規定による申請、届出等に伴い提出される情報に、当該申請者以外の者の個人情報が含まれている場合</p>	<p>申請書等の記載事項に、当該申請者等以外の者に関する個人情報の記載を要件として求めているとき。</p> <p>申請、届出等に関係する者の個人情報であり、個々に申請等の手続を求めることは、申請者等に過重な負担を求めることになり、事務の効率化の点からも必要な場合がある。</p>
6	<p>(所在の確認等)</p> <p>本人の所在確認等のため、本人に関する個人情報を家族、関係者等から収集する場合</p>	<p>事柄の性質上、本人から収集することができない。</p> <p>本人の所在不明、心神喪失等の理由により本人から収集できない場合は、家族や本人が所属する団体等から当該本人の個人情報を収集する必要がある。</p>
7	<p>(団体等の指導、補助金等)</p> <p>団体又は事業を営む個人(以下「団体等」という。)に対する指導又は補助金等の交付にあたり必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入場者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合</p>	<p>(1) 当該団体等でなければ保有していない情報である。</p> <p>(2) 情報の正確性を確保するためには、当該団体等から個人情報を収集することが必要な場合がある。</p> <p>(3) 当該団体等の指導又は補助金等の交付に際して、事務に必要な範囲で、実施機関が当該団体等の職員や構成員等の個人情報及び施設の利用者や入所者等の個人情報を収集することが必要不可欠な場合がある。</p>
8	<p>(指導員、講師、附属機関の委員等の選任)</p> <p>指導員、講師、附属機関の委員等を選任するため、必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合</p>	<p>(1) 適任者を幅広く求めるため、本人以外の者から候補者の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>(2) 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、選任事務の目的の達成に支障が生ずる。</p> <p>(3) 推薦の場合は、推薦という事柄の性質上、本人から収集することができない。</p>

番号	類 型	理由又は必要性
9	<p>(工事請負契約、委託契約先の従業員等)</p> <p>工事請負契約、委託契約等の契約及びその施行の事務において契約の相手方からその従業員等に関する個人情報を収集する場合</p>	<p>工事請負契約、業務委託等の契約を締結する事務において、当該委託事務を適正かつ円滑に施行するため、担当者、責任者等の個人情報を収集する必要がある。</p>
10	<p>(争訟、交渉等の事務)</p> <p>争訟、交渉、評価、指導等の事務で本人から収集したのではその事務を達成できない場合</p>	<p>本人から収集したのでは事務が公正、正確に行われないなど事務の目的を達成できない場合がある。</p> <p>争訟、交渉、評価、指導等に当たっては、本人以外の者から情報を収集することが、当該争訟、交渉、評価、指導等の事務の公正かつ円滑な執行のために必要なときがある。</p>
11	<p>(送付資料の名簿等)</p> <p>国、地方公共団体その他の者から送付、又は提出された資料に名簿等個人情報が含まれている場合</p>	<p>(1) 国、地方公共団体その他の者の事務事業の目的により一方的に送付又は提出されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。</p> <p>(2) 報告書等の一部である場合などは、当該個人情報の部分を分離して収集することが事実上困難である。</p>
12	<p>(土地所有者等の権利関係)</p> <p>公共事業に必要な土地等の取得、収用、使用に際し、事業の円滑な推進を図るため、土地所有者等の権利関係等に関する個人情報を収集する場合</p>	<p>土地等の取得に当たっては、当該土地等に関する権利関係や評価等を正確に把握する必要があるが、本人から収集したのでは情報の客観性及び正確性を確保できない場合がある。</p> <p>権利関係の中に当事者以外の者に関する個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理できない。</p>

番号	類 型	理由又は必要性
13	(職員の任免等) 職員の任免等を行う事務で、本人に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての適格性の審査や、懲戒等の処分を行うに当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人の個人情報を本人以外の者から収集することが必要な場合がある。
14	(許可、免許等に係る事務) 許可、免許等に係る事務において、許可等の要件の該当性を確認するため、国、県、他の地方公共団体等から個人情報を収集する場合	許可、免許（取消等を含む）等の審査に当たっては、許可等の基準、要件への該当性の有無について確認することが必要であるが、本人からの収集のみでは情報の客観性、正確性を確保することができないことがあるため、国、県の機関、他の地方公共団体等から収集する場合がある。

(2) 本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知を省略できる場合の類型

本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知を省略できる場合の類型については、本事項を適当と認めます。

番号	類 型
1	事務事業の性質上、本人に通知する事で、当該事務事業の適正な実施を困難にすることが明らかな場合
2	通知の対象者が多数であるか、又は本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合
3	事務事業の性質上、本人が他の方法により、本人以外から収集することを知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない場合

2 収集してはならない個人情報を例外的に収集することについて(条例第7条第5項第2号)

収集してはならない個人情報を例外的に収集することができる場合の類型

5(出版、報道等)の理由又は必要欄の「情報の全てが・・・限らないので、」の記述については削除するものとし、「出典・・・望ましい。」を「出典、収集先、収集時期等を明示して取り扱う必要がある。」とし、その他の部分については適当と認めます。ただし、適用を除外する事項に該当する場合であっても、思想、信条等に関する個人情報は、個人の人格に深く関わるものであり、その取扱いによっては個人の権利利益を侵害する危険性が高いものであることから、収集を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、収集する必要性を十分に検討し、事務に必要な範囲で最小限の収集とし、収集後もその取扱いには特段の配慮が望まれます。

番号	類型	個人情報の例	理由又は必要性
1	(相談) 市民等からの相談の中で相談者の意思により収集禁止事項に係る個人情報が提供され、当該個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条、信教 ・人種、民族 ・犯罪歴 ・社会的差別の原因となるおそれがある事項 	<p>相談事務では、相談者は自己の意思により様々な意見、考え方、自己の履歴等を被相談者に披れきして、適切な解決策が見つかるように相談を受けるものであり、相談の内容によっては、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う事がある。この場合の個人情報は、相談者の意思により、自発的又は一方的に提供されるものであるとともに、相談内容の解決のため取り扱う必要がある。</p>
2	(陳情、要望等) 市民等からの陳情、要望等の中で陳情者、要望者等の意思により収集禁止事項に係る個人情報が提供され、当該個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条、信教 ・人種、民族 ・犯罪歴 ・社会的差別の原因となるおそれがある事項 	<p>市民からの陳情、要望等は、それぞれ陳情者、要望者等が自己の意見や主張を実施機関に知ってもらい、実施機関の適切な対応を陳情、要望等するものであり、その際、収集禁止事項に係る個人情報が含まれることがある。この場合の個人情報は、陳情者、要望者等から自発的又は一方的に提供されるものであるとともに、陳情、要望等を適切に処理するため取り扱う必要がある。</p>

番号	類型	個人情報 の例	理由又は必要性
3	<p>(意見、主張等)</p> <p>市民等からの意見、主張等の中で表明する者の意思により収集禁止事項に係る個人情報が提供され、当該個人情報を取り扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条、信教 ・人種、民族 ・犯罪歴 ・社会的差別の原因となるおそれがある事項 	<p>市民等から様々な機会に電話、手紙等により一方的に意見や見解の表明を受けたり、実施機関で設置した各種の審議会、審査会、懇話会等において、委員等から様々な意見や主張が行われ、その中に、収集禁止事項に係る個人情報が含まれる事がある。この場合の個人情報は、市民、委員等の意思により、自発的又は一方的に提供されるものであり、実施機関の意思にかかわらず、これらの事項に係る個人情報を取り扱うことになるものである。</p>
4	<p>(作文、論文等)</p> <p>試験等において作成される作文、論文等の記載内容に収集禁止事項に係る個人情報が含まれ、当該個人情報を取り扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条、信教 ・人種、民族 ・犯罪歴 ・社会的差別の原因となるおそれがある事項 	<p>各種のコンクールや試験の作文、論文等は、記載者が自己の意思により自由に記載するものであり、当該作文、論文等の中に収集禁止事項に係る個人情報が含まれることがある。この場合の個人情報は、記載者が表現の自由に基づき記載するものであり、実施機関が制限等をなし得ないものであるとともに、当該記載者は当然に、これらの作文、論文等に記載されている内容について、実施機関が受領し、了知することを前提として提出しているものと考えられる。</p>
5	<p>(出版、報道等)</p> <p>出版、報道、刊行物等で一般に入手し得るものに掲載された収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条、信教 ・人種、民族 ・犯罪歴 ・社会的差別の原因となるおそれがある事項 	<p>公に出版されている新聞や本、雑誌等の書籍に公知の情報として掲載されている収集禁止事項に係る個人情報を実施機関の事務の必要性から取り扱う事がある。ただし、この場合においては、出典、収集先、収集時期等を明示して取り扱う必要がある。</p>

番号	類型	個人情報 の例	理由又は必要性
6	<p>(公共事業における土地等の取得、補償等) 公共事業において、土地等の取得等の際し、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼等の費用の補償を適正に行うため、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教 	<p>用地等の取得に当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の改葬、移転費用や供養、祭礼等に要する費用の補償額の算定のため土地所有者等の収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う必要がある。</p> <p>また、土地、家屋等の所有者の意思により主張、提供をされた場合には、実施機関側で制限等ができないこともある。</p>
7	<p>(国際交流等) 国際交流、友好親善等海外からの研修生、来訪者等の受け入れに際し、滞在中の生活に支障を来たさないよう、また、生活習慣の違いに適切に対応するため、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教 ・ 人種、民族 	<p>海外からの各種の研修生や来訪者等の受け入れに当たり、宗教による食事の制限や生活習慣の違いによる滞在中の生活に支障を来たさないようにするため、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う必要がある。</p>
8	<p>(栄典、表彰等) 栄典、表彰等を行う事務の中で収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信条 ・ 犯罪歴 	<p>栄典、表彰等を行う場合、上申等に係る調書の中で信条に関する情報を取り扱う必要があり、また、犯罪歴を有する者が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上、そぐわないものであるため、選考事務を行う上で犯罪歴を取り扱う必要がある。</p>

番号	類 型	個人情報 の例	理由又は必要性
9	(診療、治療等) 診療、疾病予防行為等を行う際に収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条、信教 ・社会的差別の原因となるおそれがある事項 	<p>患者や受診者等の病状に合わせた的確な治療や予防等の行為を行うためには、当該患者等の生活観や信仰に関する個人情報を取り扱う場合があるほか、生活歴等を聴取する中で、社会的差別の原因となるおそれがある事項に関する個人情報を取り扱うことが必要などときがある。</p>
10	(火災原因等の調査) 火災や事故の原因を調査するため収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条、信教 ・人種、民族 ・社会的差別の原因となるおそれがある事項 	<p>火災や事故の原因を調査する事務において、被災状況等を関係者から聴取する際に、関係者の意思により主張、提供をされた場合には、実施機関側で制限等ができないことがある。</p>
11	(措置、給付等) 各種の措置、給付等を行う事務において収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条、信教 ・人種、民族 ・犯罪歴 ・社会的差別の原因となるおそれがある事項 	<p>各種の措置、給付等の申請受付等において、申請者等から申請理由、経過その他の事情を聴取する際に、その内容によっては、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う必要がある。</p>
12	(税等の徴収) 市税、国民健康保険税等の徴収事務を行うに際して、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条、信教 ・社会的差別の原因となるおそれがある事項 	<p>市税、国民健康保険税等の徴収事務の執行に際して、納税や納入が困難である事について、本人等から事情説明を受ける場合に、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う事がある。この場合の個人情報は、納税義務者等から自発的に提供されるものであるとともに、事務の目的達成のため取り扱う必要がある。</p>

3 目的の範囲を超えて個人情報を例外的に利用等することについて（条例第8条第7号）

（1）目的の範囲を超えて個人情報を例外的に利用又は提供することができる場合の類型

本事項を適当と認めます。ただし、目的外利用及び提供を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、目的外利用及び提供をする必要性やその範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が内部で利用され、また外部に提供されることのないよう慎重に対応し、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれます。

番号	類型	理由又は必要性
1	<p>（栄典、表彰等の選考） 栄典、表彰等の選考に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>	<p>当該実施機関以外においても、栄典、表彰等の事務の性質上、本人から収集したのでは当該事務の公正な運営に支障をきたしたり、円滑な実施を困難にするおそれがある。 そのため、候補者に関し、実施機関が収集した個人情報を収集時とは異なる目的で、利用したり、当該実施機関以外に提供することが必要な場合がある。</p>
2	<p>（指導員、講師、委員等の選任） 指導員、講師、委員等を選任するため、人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>	<p>(1) 国又は他の地方公共団体が講師等を選任するためには、広く適任者の個人情報を収集する必要がある。 (2) 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、選任事務の目的達成に支障が生じる。</p>
3	<p>（報道機関の取材等） 報道機関への発表や報道機関からの取材、要請に応じるため、個人情報を当該事務の目的以外の目的に提供する場合 ただし、市民等に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>	<p>(1) 本来の目的に含まれない場合でも、当該目的に関連し、矛盾しない場合には、本来の目的達成に資する場合がある。 (2) 対象となる事柄の性質、当該個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等を判断して公表することが社会通念上許容される範囲であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合は、報道機関に発表し、又は取材に応じることが妥当であり、また、犯罪、事故等特別な理由がある場合は、発表すること等が公益上必要な場合がある。</p>

番号	類 型	理由又は必要性
4	<p>(争訟、交渉等)</p> <p>争訟、交渉の資料として個人情報等を当該事務の目的以外の目的で使用する場合</p> <p>ただし、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難なときであり、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情から見て、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。</p>	<p>市が争訟等の当事者であり、十分な主張立証を尽くすためには、事実関係を正確に反映させ、公正、妥当な争訟等をする要請との均衡を配慮しながら処理する必要があるため、事務の目的に関わらず、争訟資料として裁判所に提出することが必要な場合がある。</p>
5	<p>(弁護士からの照会)</p> <p>弁護士法第 23 条の 2 の規定による弁護士会からの照会に対して報告する場合。ただし、当該個人情報を利用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することがいじりしく困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情から見て当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。</p>	<p>強制力はないが、法律の規定による照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要がある。</p>
6	<p>(裁判所からの照会)</p> <p>法律の規定による裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合。</p> <p>ただし、当該個人情報を利用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することがいじりしく困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。</p>	<p>強制力はないが、法律の規定による照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要がある。</p>

番号	類 型	理由又は必要性
7	<p>(行政機関からの照会)</p> <p>行政機関が法令等により実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合。ただし、当該行政機関が法令等により実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取扱う場合であって、その目的に公益性が認められ、当該個人情報を照会することについて合理的理由があり、かつ、当該個人情報を利用する目的その他の事情から見て本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。</p>	<p>(1) 当該行政機関が法令等による事務を遂行するために必要な情報であり、当該個人情報を利用する公益上の必要性が認められる。</p> <p>(2) 当該個人情報を提供しないと、当該行政機関は改めて本人から収集しなければならなくなる等により時間、経費がかかるとともに、本人にも負担をかけることになり、市民の負担の軽減、行政運営の効率化、行政サービスの向上の観点から回答する必要がある。</p> <p>(3) 行政機関は、住民の福祉の向上を図るため相互に協力して適切な事務執行を行うことが要請されている。</p> <p>(4) 当該行政機関の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p>

(2) 目的の範囲を超えて個人情報を例外的に利用又は提供した旨の本人への通知を省略できる場合の類型

目的の範囲を超えて個人情報を例外的に利用又は提供した旨の本人への通知を省略できる場合の類型については、本事項を適当と認めます。

番号	類 型
1	<p>事務事業の性質上、本人に通知する事で、当該事務事業の適正な実施を困難にすることが明らかな場合</p>
2	<p>通知の対象者が多数であるか、又は本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合</p>
3	<p>事務事業の性質上、本人が他の方法により、本人以外から収集することを知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない場合</p>

4 オンライン結合による提供の制限の原則の適用を除外する事項（条例第9条第2項）

（1）オンライン結合による提供の制限の原則の適用を例外的に結合することができる場合の類型

諮問された2類型についてはいずれもオンライン結合による提供の制限の原則の適用を除外することが適当であると認めます。ただし、オンライン結合による実施機関以外のものへの提供を原則禁止する条例の趣旨を踏まえ、オンライン結合による提供の必要性やその範囲を十分検討し、必要以上の個人情報外部に提供されることのないよう慎重に対応するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれます。

番号	類型	理由又は必要性
1	インターネットを活用した個人情報の提供であって、右に掲げる要件を満たす場合	<p>インターネットの活用により、ホームページを活用して市民等に行政情報等を提供している。インターネットは、情報の即時性、最新性、経費の低廉性等の利点から、行政情報を提供する重要な手段となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、実施機関がインターネットを活用して個人情報を提供する場合は、次に掲げる要件を充たすものとする。</p> <p>(1) インターネットを活用して個人情報を提供することに、市民サービスの向上、市民負担の軽減、事務の効率化等の公益上の必要性が認められること。</p> <p>(2) インターネットの活用による個人情報の提供内容が、社会通念上許される範囲のものであること。</p> <p>(3) インターネットの活用による個人情報の提供及び提供される個人情報の内容等について、原則として本人の同意があること。</p> <p>(4) ホームページの内容等が改ざんされないよう、不正アクセスの防止等に対して適切な技術的措置が講じられていること。</p>

番号	類 型	理由又は必要性
2	<p>全国一律で処理することが求められている事務でのオンライン結合による個人情報の提供であって右に掲げる要件を充たす場合</p>	<p>全国一律に、大量の情報を正確に、かつ、迅速に処理することが求められる事務においては、オンライン結合による処理が不可欠となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、オンライン結合により地方公共団体等へ個人情報を提供する場合は、次の要件を充たすものとする。</p> <p>(1) オンライン結合により個人情報を提供することに、市民サービスの向上、市民負担の軽減、事務の効率化等の公益上の必要性が認められること。</p> <p>(2) オンライン結合の相手方は国又は他の地方公共団体等であり、かつ、相手方に個人情報保護のための制度が整備されているか、又は提供された個人情報を保護するために適切な措置が講じられていると認められること。</p> <p>(3) オンライン結合を行うことにより、個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えい等の危険が生じないようにするため、実施機関において適切な技術的措置が講じられていると認められること。</p>